

# アワビ、ナマコを扱う小売業者\*、飲食店の皆さまへ

\*専ら消費者へ直接販売する事業者

令和4年12月から特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（流通適正化法）が施行されます。

この法律では、漁業者から取扱事業者（加工業者、流通業者、販売事業者等）に至るまで「漁獲番号（荷口番号）」を伝達することで、違法に採捕されたアワビ、ナマコの流通を防止することを目的とします。

## 小売業者、飲食店の皆さんに対応いただくこと

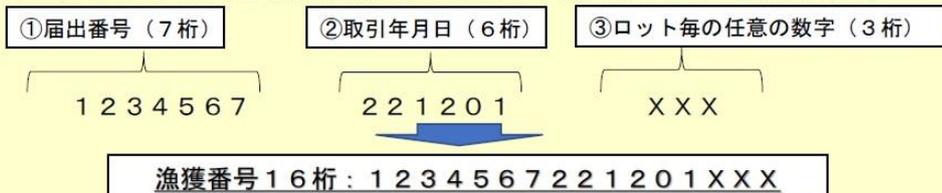
☑ **漁獲番号**又は**荷口番号**が記載された伝票等、取引記録の保存（3年間）

● 漁獲番号が記載された伝票等・・・漁業者から直接購入する場合

漁獲番号は、採捕者の届出に対して通知した番号を含む漁獲に関する番号で、以下の数字をその順序により組み合わせる16桁の番号です。

- 通知された届出に係る7桁の採捕者を区別する番号（届出番号）
- 特定第一種水産動植物等の販売する年月日を表す6桁の番号
- 譲渡しをする特定第一種水産動植物等のロットの別等を表す3桁の番号

【附番イメージ：届出番号1234567の届出採捕者が2022年12月1日にナマコを譲渡する場合】



## 納品伝票を活用した伝達例

納品伝票		2022年12月1日		
送り先	△△水産 住所 △県△△市00-00 電話番号 000-000-0000	出荷者	〇〇〇漁協 住所 〇〇県〇〇市00-00 電話番号 000-000-0000	
漁獲番号: 1234567- _____ - ____				
No.	品名	数量	金額	備考
1	ナマコ (〇〇県産)	50kg	100,000	
2				
3				
4				

伝票に届出番号を予め表示し、取引年月日（6桁）と取引番号（3桁）部分はblankとする。  
⇒伝票様式の変更等での対応例

届出番号      取引年月日      取引番号

漁獲番号：1234567 - 221201 - XXX

伝票を渡す際に、**取引年月日6桁を記載**  
(西暦下2桁+年月日4桁)

取引番号3桁は、**産地の取引実態等に合わせ柔軟に設定**。  
※ナマコ、アワビは分けて下さい。  
(例：アワビ XX0、ナマコ XX5)

漁業者



小売業者・魚屋



● 荷口番号が記載された伝票等・・・仲卸業者等から購入する場合

荷口番号は、水産物が流通過程で荷口の統合や小分けが起きることが多いことから、流通事業者等の負担に鑑み、複数の漁獲番号に代えて伝達可能な番号です。

具体的には、事業者の届出に対して附番した番号を含む取引に関する番号で、以下の数字をその順序により組み合わせて定める16桁の番号です。

- (1) 通知された届出に係る7桁の事業者を区別する番号(事業者割振り番号)
- (2) 特定第一種水産動植物等を譲渡しをする年月日を表す6桁の番号
- (3) 譲渡しをする特定第一種水産動植物等のロットの別等を表す3桁の番号

【附番イメージ：事業者割振り番号5234567の事業者が2022年12月1日にナマコを譲渡す場合】



納品伝票を活用した伝達例

<b>納品伝票</b>		2022年12月1日		
納品先	有限会社 △△ 様	納品者	〇〇〇株式会社	
	住所 △県△△市〇〇-〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		住所 〇〇県〇〇市〇〇-〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
荷口番号: 5234567 221201 XXX				
No.	品名	数量	金額	備考
1	ナマコ (〇〇県産)	1kg	3,000	
2				
3				
4				

- ①名称
- ②重量又は数量
- ③譲渡し、引渡しした年月日
- ④取扱事業者の氏名又は名称
- ⑤漁獲番号又は荷口番号  
(輸入又は養殖物の場合は、その旨を伝達)

仲卸業者等



小売業者・魚屋



問合せ先

神奈川県水産課水産企画グループ ☎045-210-4542

水産庁加工流通課 ☎03-3502-8111 (内線6683)